

佐賀県建築審査会包括同意基準

(建築基準法第43条第2項第2号許可)

1 趣旨

この基準は、建築基準法第43条第2項第2号に基づき、建築審査会の同意が必要な建築許可に際して、その敷地の周囲に広い空地等を有する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものについて、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ること(以下「包括同意」という。)を定めて、許可の手続きの迅速化を図るものである。

2 適用の範囲

この基準は、建築基準法第43条第2項第2号(接道義務の特例)許可を行う場合に適用する。

3 包括同意の基準

「別紙1 包括同意基準」による。

4 建築審査会の同意

特定行政庁は、この包括同意基準に適合している建築許可申請については、既に建築審査会が同意したものとして、許可することができる。

5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意により許可した場合は、許可の直後に開催される建築審査会へ「様式1」により報告するものとする。

(附 則)

- 1 この基準は、平成11年8月26日から施行する。
- 2 この基準は、平成22年2月4日から施行する。
- 3 この基準は、平成24年8月29日から施行する。
- 4 この基準は、平成30年9月25日から施行する。
- 5 この基準は、令和3年7月7日から施行する。
- 6 この基準は、令和4年3月3日から施行する。